

Press Release

報道関係者 各位

平成30年9月10日 【照会先】

福井労働局監督課

課長 藤代 岳志 過重労働特別監督監理官 木村 和晴

(かと〈監理官)

(電話) 0776(22)2652

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します

福井労働局(局長 嶋田悦郎)では、このたび、平成29年度に、長時間労働が疑われる381事業 場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめましたので、公表しま す。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると 考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業 場を対象としています。対象となった381事業場のうち、205事業場(全体の53.8%)で労働基準 関係法令違反を確認し、そのうち102事業場(全体の26.8%)で違法な時間外労働が認められたた め、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

福井労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【平成29年4月から平成30年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場:

381 事業場

このうち、205事業場(全体の53.8%)で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

違法な時間外労働があったもの:

102 事業場 (26.8%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの:

86 事業場(84.3%)

うち、月100時間を超えるもの:

57 事業場(55.9%)

うち、月150時間を超えるもの: うち、月200時間を超えるもの:

8 事業場 (7.8%)

賃金不払残業があったもの:

1事業場(1.0%)

17 事業場 (4.5%)

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:

21 事業場 (5.5%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの:

309 事業場 (81.1%)

うち、時間外・休日労働を月80時間 以内に

削減するよう指導したもの:

200 事業場(64.7%)

労働時間の把握が不適正なため指導したもの:

61 事業場 (16.0%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (平成29年4月から平成30年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

平成29年4月から平成30年3月までに、381事業場に対し監督指導を実施し、205事業場(全体の53.8%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが102事業場、賃金不払残業があったものが17事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが21事業場であった。

表 1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施	労働基準関係法令違	主な違反事項別事業場数			
		事業場数	反があった事業場数	労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置	
		(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	
	合計	381	205	102	17	21	
	⊟яі	(100%)	(53.8%)	(26.8%)	(4.5%)	(5.5%)	
	製造業	98	64	36	5	8	
	米 厄耒	(25.7%)	(65.3%)	30	5		
	建設業	90	37	12	2	3	
		(23.6%)	(41.1%)	12			
	運輸交通業	67	39	25	2	3	
_		(17.6%)	(58.2%)	25			
主な業種	商業	41	25	11	6	3	
業		(10.8%)	(61%)	11			
作里	教育・研究業	14	7	0		0	
		(3.7%)	(50%)	3	0	0	
	LA CALLUMY NO.	29	13	0	4	0	
	接客娯楽業	(7.6%)	(44.8%)	8	1	2	
	その他の事業 (注6)	30	11	4	1	0	
		(7.9%)	(36.7%)	4		0	

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反[割増賃金]のうち、賃金不払残業の件数を計上している[計算誤り等は含まない。]。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
381	101	144	61	37	31	7
	(26.5%)	(37.8%)	(16%)	(9.7%)	(8.1%)	(1.8%)

表 3 企業規模別の重点監督実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
381	27	55	39	42	71	147
	(7.1%)	(14.4%)	(10.2%)	(11%)	(18.6%)	(38.6%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、309事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

	指導事項(注1)						
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェッ ク制度を含むメ ンタルヘルス対 策に係る調査審 議の実施	
309	12	26	107	200	10	10	

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3)「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることな どを指導した事業場数を計上している。
- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、61事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン)()に適合するよう指導した。

表 5 重点監督における労働時間の適正な把握に関する指導状況

		指導事項(注1)					
	始業・終業時刻 の確認・記録 (ガイドライン 4 (1))	自己申告制による場合					
指導事業場数		自己申告制の説 明 (ガイドライ ン 4 (3)ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン 4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン 4(3)1)	管理者の責務 (ガイドライン 4(6))	労使協議組織の 活用 (ガイドラ イン 4 (7))	
61	38	2	20	2	2	0	

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった102事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、86事業場で1か月80時間を、うち57事業場で1か月100時間を、うち8事業場で1か月150時間を、うち1事業場で1か月200時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

		80時間超				
違反事業場	80時間以下		100時間超	150時間超	200時間超	
102	16	86	57	8	1	

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、13事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、125事業場でタイムカードを基礎に確認し、47事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、174事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

	原則的な方法 (注1)						
使用者が自ら現認 (注2)	自己申告制 (注2)						
13	125	47	174				

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

長時間労働の改善に向けた取組事例 ~監督指導を契機とした改善取組~

事例1(製造業)

人手不足及び年度末の繁忙のため、特定の部署において、時間外労働・休日労働に関する協定の特別条項で定める延長時間・回数の限度を超えて、月 100 時間以上の時間外労働に毎月従事させ、長い者で月 170 時間以上の時間外労働に従事させていた事例

【監督署の対応】

時間外労働・休日労働に関する協定の遵守及び長時間労働の削減を指導

【改善に向けた取組】

外部の専門機関による社員満足度調査を実施し、改めて問題点として認識した勤務時間・休日の設定、人事評価制度、教育訓練のあり方について見直す方針を定め、社長が全社員に表明した。

具体的には、可能なものから取り組み、会社カレンダーの見直し、書類のファイリング方法の標準化、現場と事務所との通信環境の改善、残業過多への応援等のルール化、会議時間の短縮及びペーパーレス化を促進した。

【結果】

月80時間以上の時間外労働に従事する者は、ゼロになった。

事例2(製造業)

時間外労働・休日労働に関する協定の特別条項で定める延長時間・回数の限度を超えて、 月 60 時間を超える時間外労働に恒常的に従事させ、長い者で月 100 時間以上の時間外労働 に従事させていた事例

【監督署の対応】

時間外労働・休日労働に関する協定の遵守及び長時間労働の削減を指導

【改善に向けた取組】

特定の者に作業を集中しないよう、1人の労働者がいくつかの作業を習得できるように 教育を実施した。

受注量、納期等の早期把握に努め、関係労働者に伝達し、作業終了時間と残業時間数を見える化し、多忙な部署への応援体制を整えた。

ロボットを導入し、省力化を図った。

受注が大幅に増加し、負担が大きくなる場合は、営業担当部署が顧客に対して納期調整を依頼することとした。

【結果】

月45時間以上の時間外労働に従事する者は、ゼロになった。

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関する ガイドライン

(平成29年1月20日策定)

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、 深夜業等について規定を設けていることか ら、使用者は、労働時間を適正に把握する など労働時間を適切に管理する責務を有し ている。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制(労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。)の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき 措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者(使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。)が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者(事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。)を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があ

ることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、 使用者の指揮命令下に置かれていると評価 される時間については労働時間として取り 扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

- ア 使用者の指示により、就業を命じられ た業務に必要な準備行為(着用を義務付 けられた所定の服装への着替え等)や業 務終了後の業務に関連した後始末(清掃 等)を事業場内において行った時間
- イ 使用者の指示があった場合には即時に 業務に従事することを求められており、 労働から離れることが保障されていない 状態で待機等している時間(いわゆる「手 待時間」)
- ウ 参加することが業務上義務づけられて いる研修・教育訓練の受講や、使用者の 指示により業務に必要な学習等を行って いた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者 が講ずべき措置

- (1) 始業・終業時刻の確認及び記録 使用者は、労働時間を適正に把握する ため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業 時刻を確認し、これを記録すること。
- (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則 的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

- ア 使用者が、自ら現認することにより 確認し、適正に記録すること。
- イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。
- (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申 告制によりこれを行わざるを得ない場合、 使用者は次の措置を講ずること。

- ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、 本ガイドラインに従い講ずべき措置に ついて十分な説明を行うこと。
- ウ 自己申告により把握した労働時間が 実際の労働時間と合致しているか否か について、必要に応じて実態調査を実 施し、所要の労働時間の補正をするこ と。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間

の分かるデータを有している場合に、 労働者からの自己申告により把握した 労働時間と当該データで分かった事業 場内にいた時間との間に著しい乖離が 生じているときには、実態調査を実施 し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業 場内にいる時間について、その理由等 を労働者に報告させる場合には、当該 報告が適正に行われているかについて 確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な 申告を前提として成り立つものである。 このため、使用者は、労働者が自己申 告できる時間外労働の時間数に上限を 設け、上限を超える申告を認めない等、 労働者による労働時間の適正な申告を 阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定(いわゆる36協定)により延長することができる時間数を遵守することは当

然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

- (5) 労働時間の記録に関する書類の保存 使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみ ならず、出勤簿やタイムカード等の労働 時間の記録に関する書類について、労働 基準法第 109 条に基づき、3 年間保存し なければならないこと。
- (6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の 責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化 に関する事項を管理し、労働時間管理上 の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用 使用者は、事業場の労働時間管理の状 況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定 改善委員会等の労使協議組織を活用し、 労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検 討を行うこと。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます

Point 1

施行: 2019年4月1日~ 中小企業は、2020年4月1日~

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、 複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

Point 2

施行: 2019年4月1日~

<u>年次有給休暇の確実な取得</u>が必要です!

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、 毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

施行: 2020年4月1日~ 中小企業は、2021年4月1日~

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、

正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、 基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ 改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html





相談窓口のご案内

働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署

労働時間相談・支援コーナー

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

検索ワード:労働基準監督署

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/



都道府県労働局

【パートタイム労働者、有期雇用 労働者関係】 雇用環境・均等部(室)【派遣労働者関係】 需給調整事業部(課・室) 正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用 労働者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応 じます。

検索ワード:都道府県労働局

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革 推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃 金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題につい て、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

検索ワード:働き方改革推進支援センター

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html



産業保健総合支援 センター

医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。

検索ワード:産業保健総合支援センター

https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx



よろず支援拠点

生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる 課題について、専門家が相談に応じます。

検索ワード:よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/



商工会 商工会議所 中小企業団体中央会

経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、 中小企業・小規模事業者の取組を支援します。

検索ワード:全国各地の商工会WEBサーチ

http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754



<mark>検索ワード:全国の商工会議所一覧</mark> https://www5.cin.or.jp/ccilist

検索ワード:都道府県中央会

https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm



ハローワーク

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や 就職面接会などを実施しています。

検索ワード: ハローワーク

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/



医療勤務環境改善支援 センター

医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関の ニーズに応じて、総合的なサポートをします。

検索ワード: いきサポ

https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/



その他の相談窓口